

解体工事における労働災害を防ぎましょう！

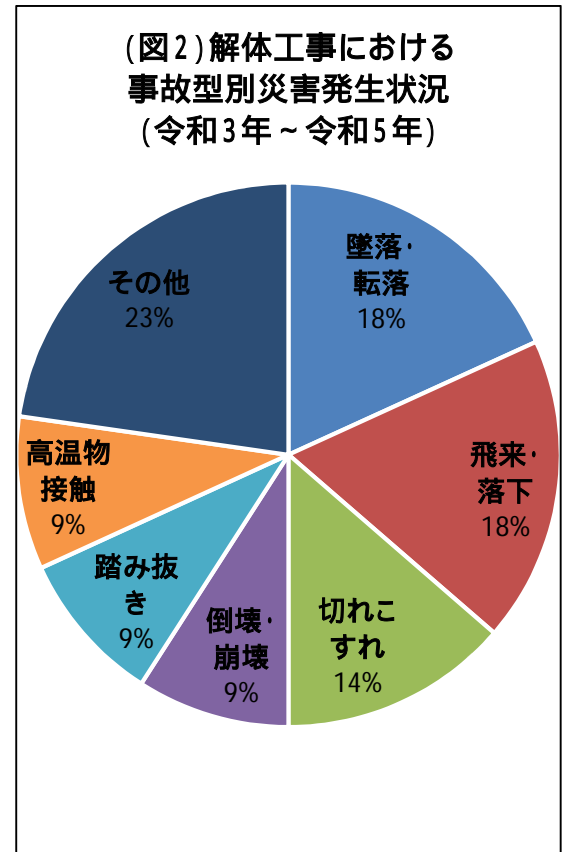
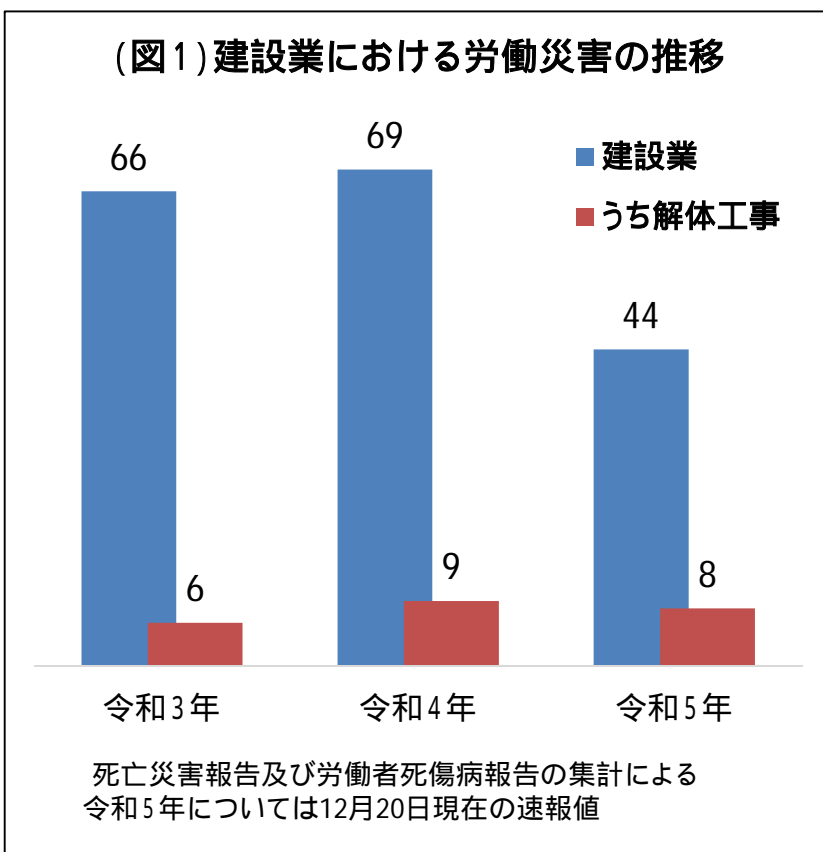
長岡監督署管内では、解体工事における労働災害（休業4日以上）が、令和5年に8件発生しており、このうち1件は建設機械に接触して死亡する災害が発生しています。

また、**作業者の高齢化**や**解体工法の機械化**が進む中で、ひとたび事故が発生すると、重大な災害につながるおそれがあります。

労働災害を減らすためには、**事業者**はもとより、**解体作業に従事する労働者**が作業に対する危険意識や安全意識を高める必要があります。

< 令和5年に発生した主な災害事例 >

脚立から転落 (休業1か月)	脚立が転倒 (休業2か月)	屋根から転落 (休業2か月)	建設機械に接触 (死亡)	チェーンソーで切傷 (休業2週間)
脚立 にあがって雨どいを取り外す際に足を踏み外して 転落 した (男性/60歳)	二階床板をチェーンソーで解体作業中、バランスを崩して 脚立 が転倒、地面に 転落 した。 (男性/44歳)	屋根 に上がって廃材を片付けていた時、誤って地面に 転落 した (男性/68歳)	解体物を詰めたフレコンバックを 建設機械 で搬出する際、建設機械のアームに 接触 した (男性/65歳)	立木を チェーンソー で伐木中、チェーンソーで左足大腿部を 切創 した (男性/65歳)



解体作業における労働災害を防ぐために

○現場管理体制

- ・一括下請負を禁止する。
- ・労務提供のみを行う事業者の仕事の一部を請け負わせない。
- ・作業方法、安全な作業手順等、作業計画を作成する。
- ・作業間の連絡調整を実施する。
- ・作業指揮者を選任して作業の指揮命令系統を明確にする。

○車両系建設機械との接触防止対策

- ・作業計画で建設機械の稼働範囲への立入区域を明示する。
- ・誘導者を配置する。
- ・一定の合図を定め、誘導者の合図で運行させる。
- ・有資格者による運転操作を徹底する。

○作業床の確保

- ・解体途中の屋根の上やがれきの上など足場が不安定な場所にはあがらない。
- ・足場を設置して安全な作業床を確保する。
- ・足場の設置が困難な場合、親綱の設置、墜落制止用器具の使用を徹底する。

○ヘルメット着用等保護具使用の徹底

- ・ヘルメットを必ず着用してあご紐をしっかりと絞める。
- ・高さが2メートル以上の場所では必ず墜落制止用器具（安全帯）を使用する。

○脚立・はしごの適切な使用

- ・脚立・はしごの使用は安定した場所で使用する。
- ・脚立は天板を使用しない。
- ・無理な動作を避ける。

○その他の対策

- ・チェーンソー取扱作業特別教育修了者を配置する。
- ・下肢切創防止用保護具（チャップス）を着用する。
- ・労働者の雇用契約を結ぶ際、労働条件通知書を交付する。

